

苫小牧市総合計画市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市総合計画の策定にあたり、広く市民の意見を取り入れることを目的として、苫小牧市総合計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、苫小牧市の目指すべきまちづくりの方向性及び課題等（以下「方向性等」という。）について審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 団体からの推薦者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、必要に応じて、任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月19日から実施する。
- 2 平成18年10月10日に実施した要綱は、廃止する。